

児童扶養手当現況届のお知らせ

児童扶養手当を受けている方は、平成28年8月31日（水）までに「児童扶養手当現況届」の手続きを役場保健福祉課で行って下さい。

この届出がないと8月分以降の手当が受けられなくなります。

印鑑を持参の上、必ず手続きを行って下さい。

- ・ 必要な書類 住民票（家族全員）・児童扶養手当の証書ほか
- ・ 受付期間 平成28年8月1日（月）～平成28年8月31日（水）

※ 児童扶養手当の受給開始から5年を経過する方には、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」と「雇用証明書」様式を送付します。必要事項の記入と事業主（雇用主等）に証明して頂き、手続きの際に持参してお越し下さい。

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進、子供の福祉の推進を図るため支給される手当です。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 父母が死亡した子ども（遺族年金等を受給している方は選択となります）
- ・ 父母が政令で定める程度の障害の状態にある子ども
- ・ 父母の生死があきらかでない子ども
- ・ 母が婚姻によらないで生まれた子ども 等

【支給時期】 認定請求した月の翌月分より支給（支給月 4月、8月、12月）

【支給金額】 児童1人（全部支給認定の場合や一部支給認定の場合等で変更）

金額 42,330円～9,990円

加算 2人目 10,000円 3人目以降1人つき 6,000円

※ 請求者等（家族を含む）の前年所得により支給額が決定されますが所得制限により支給されない場合があります。

受付開始は8月1日(月)からです。

【お問合せ先】

羅臼町役場 保健福祉課福祉担当 電話 87-2161

